

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社マルクと称し、英文では Maruc Co., Ltd. と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
3. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、愛媛新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって、定める。
- ③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当
会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録
を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決
権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっ
て行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終
のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任
された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期
間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、
取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることがで
きる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長
がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ

定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第 26 条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当社の本店に備え置くものとする。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額

とする。

第 5 章 監査役

（監査役の員数）

第 30 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 第 423 条第 1 項の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第35条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 3 1 日までとする。

（剰余金の配当）

第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）

第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

第 1 条 変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

第 2 条 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。